（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第二十一条　法第十一条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。

（公告事項）

第二十三条　法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から二月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十三条第一項の裁定をすることがある旨とする。

２　法第十九条第二項において準用する法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から一月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十九条第三項の裁定をすることがある旨とする。

（裁定の公告の方法）

第二十七条　法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（標識の設置の方法）

第二十八条　法第二十条第一項の規定による標識の設置は、次に掲げる事項を表示した標識により行わなければならない。

一～六　（略）

七　法第二十条第二項の規定に違反したときは、法第六十二条第一項第二号の規定により罰金に処せられる旨

（権利の譲渡の承認の公告の方法）

第三十条　法第二十二条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定の取消しの公告の方法）

第三十一条　法第二十三条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（土地関係人確知必要情報を保有すると思料される者）

第三十六条　令第十一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第三号ロ及びハ、第五号イ並びに第六号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで及び令第十一条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一～三　（略）

四　令第十一条第五号に規定する措置をとってもなお当該土地の関係人の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五・六　（略）

（土地の関係人と思料される者が記録されている書類）

第三十七条　第二条第一項の規定は、令第十一条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第十一条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第二十一条　法第十一条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。

（公告事項）

第二十三条　法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十三条第一項の裁定をすることがある旨とする。

２　法第十九条第二項において準用する法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から三月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十九条第三項の裁定をすることがある旨とする。

（裁定の公告の方法）

第二十七条　法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（標識の設置の方法）

第二十八条　法第二十条第一項の規定による標識の設置は、次に掲げる事項を表示した標識により行わなければならない。

一～六　（略）

七　法第二十条第二項の規定に違反したときは、法第五十条第一項第二号の規定により罰金に処せられる旨

（権利の譲渡の承認の公告の方法）

第三十条　法第二十二条第二項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（裁定の取消しの公告の方法）

第三十一条　法第二十三条第二項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（土地関係人確知必要情報を保有すると思料される者）

第三十六条　令第八条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第三号ロ及びハ、第五号イ並びに第六号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで及び令第八条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一～三　（略）

四　令第八条第五号に規定する措置をとってもなお当該土地の関係人の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五・六　（略）

（土地の関係人と思料される者が記録されている書類）

第三十七条　第二条第一項の規定は、令第八条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第八条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。